# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務【令和7年9月1日終了】基礎項目評価 書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務【令和7年9月1日終了】における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。 本評価書は終了し、評価書番号17「予防接種に関する事務」として事務を運用する。

### 評価実施機関名

大阪府泉南市長

#### 公表日

令和7年9月1日

[令和7年5月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報 						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務【令和7年9月1日終了】					
②事務の概要	①対象者管理 ②接種結果登録・管理 ③実費の徴収に関する事務 ④健康被害救済措置 ⑤統計処理・報告データ資料作成					
③システムの名称	建康管理システム(標準準拠システム稼働前) 建康管理システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア					
2. 特定個人情報ファイル	8					
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の93の2項					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2(115の2項)					
5. 評価実施機関における	·····································					
①部署	健康子ども部保健推進課					
②所属長の役職名	保健推進課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	健康子ども部保健推進課 大阪府泉南市信達市場1584-1 電話 072-482-7615					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	健康子ども部保健推進課 大阪府泉南市信達市場1584-1 電話 072-482-7615					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		7年9月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施		] ぞれ重点項目評価・	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	ンステムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	<b>5</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供ネット ・	ワークシステムをご	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分で	:ある ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分で	_	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	登録や副本登録の限 又は住所を含む3情 長の最終を認を経 対し、例えばを ・人為的ミスを ・特定護、 ・特定護、 ・マイナンバー入りの 含までイナンバな報を ・特定を ・特策の ・特策を ・廃棄書類に特定値	際には、本人からので情報による照会を行うることとしている。またうな対策を講じているする対策を盛り込んがけます際(USBメモリキング処理等を行うの書類を郵送等するほど、ダブルチェックをはま類やUSBメモリし情報が含まれてい	ど事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有す Jを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによ とともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で 際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が			

9. 監査	
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <ul><li>(選択肢&gt; <ul><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul></li></ul>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

# 変更箇所

<b>火火</b> 回/	<b>/</b> 1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる 情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2(115の2項)	番号法第19条第8号及び別表第2(115の2項)	事後	
令和7年9月1日	評価書名	新型インフルエンザ等特別措置法による予防接 種の実施に関する事務 基礎項目評価書	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 【令和7年9月1日終了】	事前	標準準拠システムへの移行、 様式改定に伴う変更及び事務 の終了
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	軽減するための適切な措置を講じたうえで、個		事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	特記事項	本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等、情報漏洩に対する対策を講じる。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	公表日	令和3年9月1日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 1③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム(標準準拠システム稼働前) 健康管理システム(標準準拠システム(別添PDF のとおり)) 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDF のとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 7請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番 1号 電話 072-483-0001	健康子ども部保健推進課 大阪府泉南市信達 市場1584-1 電話 072-482-7615	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	Ⅱ1いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<新規>	十分である	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV8 判断の根拠	<新規>	マイナンハー利用事務におけるマインにない、マライナンハー利用事務におけるマインに、本人のいた。 なん から の で が で が で が で が で が で が で が で が で が で	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV11 判断の根拠	≺新規>	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。・・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する。・・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更